

項目		条文	検討事項	検討事項への対応
条例名		障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)	① 障がい者のみならず、県民全てにとっての条例であることが明確となる名称を検討する。	○次のような名称に変更する。 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例
前文		三重県における障がい者を取り巻く現状と課題、現状と課題を踏まえた条例制定の必要性、条例の基本となる考え方などを規定する。 ※前文は、条例の規定内容の議論を行った後で検討する。		○検討事項⑥(県の責務〔親亡き後の問題〕)と⑩(合理的配慮の提供に関する不断の改善)を前文に盛り込む。
第1 総則	ア 目的	この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策(以下「共生社会の実現に向けた施策」という。)に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。		
	イ 定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
		(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	② 「障がい者」の定義において、国会での質疑により明らかになった事項(①高次脳機能障がい、②難病に起因する障がい、③断続的・周期的)を文言として加えるかどうかを検討する。 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、 <u>難病に起因する障がい</u> その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により <u>継続的又は断続的</u> 若しくは <u>周期的</u> に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ※二重下線の部分は、加えることが提案された事項 「難病に起因する障がい」については、「明記はせず、解釈上含むことを明らかにする」との意見もあった。	○次のとおり条文を修正する。 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、 <u>難病に起因する障がい</u> その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的 <u>又は断続的</u> に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ※「周期的」については、他の道府県の条例では規定されておらず、法令の文言としては「断続的」に含むと解することができることから、規定しないこととした。
		(2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。		
(3) 行政機関等 障害者差別解消法に規定する行政機関等のうち、国の行政機関及び独立行政法人等を除いたものをいう。				
(4) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。				
			③ 「行政機関等」に国の組織(国の行政機関と独立行政法人等)を含めるかどうかについて、相談体制・紛争解決を図る体制の対象事案との関係を踏まえつつ検討する。	○国の組織は含まない(国での解決に委ねる)こととするが、県に相談があったときは、国の関係機関に適切につなぐ役割を果たすことを明らかにする。
ウ 基本理念 (1)共生社会の実現に関する理念	①共生社会の実現は、障害者基本法第3条各号に掲げる事項(ア)社会参加の確保、(イ)生活場所の選択機会の確保、(ウ)意思疎通手段の選択の機会の確保・拡大)を旨として図られなければならない。 ②共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。			

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
<p>ウ 基本理念 (2) 施策の基本方針</p>	<p>①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策 (ア) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識の下に、策定され、及び実施されなければならない。</p> <p>(イ) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、障がいを理由とする差別の多くが障がいの特性及び障がい者に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深める施策と一体的に策定され、及び実施されなければならない。</p>	/	/
	<p>②障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策との有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p>	<p>④ 「有機的連携の下に」という文言について、分かりやすい表現に改めることを検討する。</p>	<p>○次のとおり条文を修正する。</p> <p>障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p>
<p>第1 総則</p> <p>ウ 基本理念 (その他の理念)</p>	/	<p>⑤ 基本理念について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。</p> <p>(規定することが考えられる理念の例)</p> <p>(1) 差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一時的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。</p> <p>(2) 障がいがあることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。</p>	<p>○次の二つを理念として追加する。</p> <p>(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、差別する者と差別される者とに分けて、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならないとの認識の下に、策定され、及び実施されること。</p> <p>(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に策定され、及び実施されること。</p>
<p>エ 責務・役割等 (1) 県の責務</p>	<p>①県は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>②県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>⑥ 県の責務について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。</p> <p>(規定することが考えられる責務の例)</p> <p>県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。</p>	<p>○いわゆる「親亡き後の問題」については、障がい者を取り巻く現状として、前文において触れることとし、責務には盛り込まない。</p>
<p>エ 責務・役割等 (2) 市町等との連携協力</p>	<p>県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、市町、関係機関、関係団体その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>	/	/

項目	条文	検討事項	検討事項への対応	
第1 総則	<p>エ 責務・役割等 (3) 県民の役割</p>	<p>県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加に協力し、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>		
	<p>オ 障害者計画の策定に関する方針</p>	<p>県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法その他関係法令の理念を踏まえ、障害者計画を策定するものとする。</p>		
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	<p>ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</p>	<p>(1) 行政機関等 ①行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 ②行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 事業者 ①事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 ②事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>⑦ 「不当な差別的取扱い」に関し、どのような場合に「不当な差別」と言えるのかを明確にする措置（定義付け、事例の具体化など）を検討する。 「不当な差別的取扱いの禁止」については、定義付け又は差別事例の具体化などによって、「差別とは何か」を明らかにすることが必要であるとの意見がある一方で、次のような意見もあった。</p> <p>(ア) 差別事例を具体化することによって、それ以外のところが柔軟に対応できなくなる可能性もあるので、慎重な議論が必要である。 (イ) 条例の趣旨からすると、差別かどうか微妙な案件についても相談に応じ、問題解決に向けた対応ができることが望ましい。そうした柔軟な対応を可能とするためには、差別の定義は避けたほうがよいかもしれない。</p> <p>※他の道府県の条例について、相談ではどこまでの範囲を扱うのか、紛争解決手続ではどこまでの範囲を扱うのかという観点から精査し、差別の禁止や相談体制等を検討する必要があるとの意見もあった。</p>	<p>○次のような対応とする。</p> <p>(1) 「不当な差別的取扱い」については、政府が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、その基本的な考え方が明らかにされていることから、その考え方を逐条解説等で示すこととし、定義は設けない。</p> <p>(2) 「不当な差別的取扱い」の具体例は条文では示さず、「配慮事項の策定」に基づき、知事において事例の具体化を図り、事業者等への周知を図る。</p>
		<p>⑧ 「合理的配慮」という用語について、「上から目線の対応」だとのイメージを避けるため、「合理的な変更又は調整」に変更することができるかを、障害者基本法等との関係を踏まえて検討する。 「合理的配慮」という用語に関しては、法律とそろえる（「合理的変更・調整」などは採用しない）場合でも、その意味を逐条解説で明らかにするという対応があり得るのではないかと意見もあった。</p> <p>※他の道府県の条例について、相談ではどこまでの範囲を扱うのか、紛争解決手続ではどこまでの範囲を扱うのかという観点から精査し、差別の禁止や相談体制等を検討する必要があるとの意見もあった（上記の差別的取扱いの禁止におけるものと同じ）。</p>	<p>○「合理的配慮」については、次のような意見が出された。</p> <p>(1) 法律と同じく、「合理的配慮」を使う。必要があれば、定義を設けてその趣旨を明確にする。</p> <p>(2) 法律との関係を踏まえつつも、合理的配慮以外の用語（合理的変更・調整など）を使う（当事者が「配慮」という用語に抱く懸念を払しょくするための挑戦をする）。</p> <p>「合理的配慮」以外の用語を使う場合は、「恩恵として施すもの」といったイメージを払しょくすることができるなどの利点がある一方で、①条約の定義の文言（変更・調整）との重複を避ける必要性、②県民にとって分かりにくくなるという課題（障害者計画で複数の用語が混在することによる分かりにくさ、啓発時の用語の使い分けによる分かりにくさなど）、③運用に伴う負担、などを踏まえる必要がある。 次回の委員会において、これらの課題を踏まえつつ再度整理する。</p>	

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p>	<p>(1) 職員対応要領の作成の義務化 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人は、障害者差別解消法に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。</p>		
	<p>(2) 配慮事項の策定 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいの権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がいの日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項を定めるものとする。</p>	<p>⑨ 「障がいの日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項」は、かなり幅の広い概念であり、どのようなものまでを指すのかを精査する必要があるとの意見を踏まえ、「差別や合理的配慮の提供の例を具体化する」という条文の趣旨が伝わりやすい文言を検討する。</p>	<p>○「配慮事項の策定」について、事例の具体化の取組を担保することを明確にするため、次のとおり条文を修正する。</p> <p>県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいの権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がいの日常生活又は社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(3) 事前的改善措置 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>⑩ 合理的配慮が「絶えず改善に努め、障がい者と共に歩んでいく」という姿勢で行われることを促進する表現を検討すべきであるとの意見を踏まえ、「事前的改善措置」がその趣旨で行われるべきことを逐条解説等において明らかにする。</p> <p>※前文において、「不断の改善に努めること」の重要性を明らかにし、上記の趣旨を明確化することも検討する。</p>	<p>前文において、合理的配慮に関し、「不断の改善に努めること」の重要性を示すとともに、「事前的改善措置」の逐条解説においても、同趣旨を明らかにする。</p>
	<p>(4) 合理的配慮の提供に関する支援 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p>		
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>ア 相談体制</p> <p>(1) 担当部局の相談窓口 ①県は、障がい者、障がいの家族、事業者その他の関係者からの条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供）に関する相談に応ずるものとする。</p> <p>②県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (ア) 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。 (イ) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。</p> <p>③県は、②の業務のほか、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。</p> <p>④県は、②の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がいの権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がいの権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>⑪ (1) 相談員の設置には、予算や人材育成の負担が伴うため、相談の対象事案について、市町との役割分担等を踏まえて検討する。他方で、差別かどうか微妙な案件にも柔軟に対応することが望まれるため、そうした対応を可能とする文言の追加を検討する。</p> <p>(2) 相談業務については、列挙するもの（助言、調査、関係者間の調整〔②の（ア）〕）以外の活動もあり得るため、そうした活動を含めることができる文言の追加（例えば、「その他の支援」を追加するなど）を検討する。</p> <p>※相談員の業務についても同じ。</p>	<p>(1) 相談の対象事案に関しては、次のように整理する。</p> <p>(ア) 市町との役割分担 ・事案の切り分けでの対応は難しいが、市町その他の関係行政機関と連携する中で、市町等での解決が適当な場合には、当該機関での対応に委ねることも考えられるため、運用に委ねる。</p> <p>(イ) 差別事案以外の事案への対応 ・差別かどうか微妙な案件の相談があった場合については、差別事案以外の事案を関係行政機関につなぐ等の対応を定める規定を活用する。</p> <p>(2) 相談業務で必要とされる対応については、「助言」や「関係者間の調整」で幅広く捉えることができると考えられるため、文言の追加はしない。</p>

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>ア 相談体制</p> <p>(2) 相談員の設置 ①県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの条例に規定する差別事案に関する相談に応じるための職員として、相談員を置く。 ②相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。 ③相談員は、(1)の②・③に掲げる業務(助言・調整等)を行うものとする。 ④相談員は、(1)の②に掲げる業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。 ⑤相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 ⑥県は、相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</p>	<p>⑫ (1) 相談員の設置には、予算や人材育成の負担が伴うため、相談の対象事案について、市町との役割分担等を踏まえて検討する。他方で、差別かどうか微妙な案件にも柔軟に対応することが望まれるため、そうした対応を可能とする文言の追加を検討する。(再掲)</p> <p>(2) 相談対応は、紛争解決を図る体制の対象事案の振り分けにも関わっており、その体制の充実を図ることが重要となることから、複数の相談員の確保等が図られるような文言の追加を検討する。</p>	<p>(1) 相談の対象事案に関しては、「担当部局の相談窓口」における考え方と同じ。</p> <p>(2) 相談業務が十分に機能するのに必要な人員の確保に関する努力規定を設ける。</p> <p>【相談員の設置】 ⑥県は、相談員の③の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員の確保に努めるとともに、相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</p>
	<p>イ 紛争解決を図る体制</p> <p>(1) 助言及びあっせんの申立て ①障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、相談によっては差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、第三者機関が当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。 ②障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。 ③第一項の申立ては、行為の日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。</p> <p>(2) 事実の調査 知事は、(1)の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p>	<p>○2月14日の委員会において、執行部から次のような意見を聴取した。</p> <p>(1) 助言・あっせんの対象となる事案は、「相談での解決が困難な差別事案」であり、多様な意見があり得るものと考えられる。そのため、全ての手続を第三者機関が行うものとする、解決案の審議において、委員間の意見の隔たりが大きく、意見の取りまとめに難航する場合も考えられる。差別事案の解決を円滑に行うため、知事が助言・あっせんを行うことと基本としつつ、第三者機関の意見を聴くという形も考えられる。 (2) 三重県障がい者差別解消支援協議会がその第三者機関となる場合、委員の数が多(現在29名)ため、会議の運営などで課題が生じないか懸念がある。</p>	<p>○執行部から聴取した意見を踏まえ、助言・あっせんの実施主体を知事とし、必要に応じて第三者機関に諮問する形式とする。</p> <p>※第三者機関の名称は、三重県障がい者差別解消調整委員会(10人以内の組織)とし、関係規定を設ける。</p> <p>○助言・あっせんの実施主体を知事に変更することに伴い、助言・あっせんの規定中に移動する。</p>

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p> <p>イ 紛争解決を図る体制</p>	<p>(3) 助言及びあっせん</p> <p>①知事は、(1)の申立てがあったときは、第三者機関に対し、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>②第三者機関は、①による知事からの求めがあった場合は、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>③第三者機関は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>④第三者機関は、あっせんによっては(1)の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。</p> <p>⑤第三者機関は、②のただし書により助言若しくはあっせんを行わないこととしたとき、助言を行ったとき若しくはあっせんが終了したとき、又は④によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。</p>	<p>○2月14日の委員会において、執行部から次のような意見を聴取した。</p> <p>(1) 助言・あっせんの対象となる事案は、「相談での解決が困難な差別事案」であり、多様な意見があり得るものと考えられる。そのため、全ての手続を第三者機関が行うものとする、解決案の審議において、委員間の意見の隔たりが大きく、意見の取りまとめに難航する場合も考えられる。差別事案の解決を円滑に行うため、知事が助言・あっせんを行うことと基本としつつ、第三者機関の意見を聴くという形も考えられる。</p> <p>(2) 三重県障がい者差別解消支援協議会がその第三者機関となる場合、委員の数が多(現在29名)ため、会議の運営などで課題が生じないか懸念がある。</p>	<p>○執行部から聴取した意見を踏まえ、助言・あっせんの実施主体を知事とし、必要に応じて第三者機関に諮問する形式とする。</p> <p>[変更イメージ]</p> <p>①知事は、(1)の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>②知事は、(1)の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>③知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>④助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人であるときは、③の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>⑤知事は、あっせんによっては(1)の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。</p>
	<p>(4) 勧告</p> <p>①第三者機関は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して差別事案に該当する行為をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告を求めることができる。</p> <p>②知事は、①の求めがあった場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>③知事は、②の勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないうで勧告することができる。</p>		<p>○助言・あっせんの実施主体を知事に変更することに伴い、規定ぶりを変更する。</p> <p>[変更イメージ]</p> <p>①知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、差別事案に該当する行為をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>②知事は、①の勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないうで勧告することができる。</p>
	<p>(5) 助言及びあっせんの状況の公表</p> <p>第三者機関は、差別事案の発生防止又は差別事案が発生した場合における当該事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。</p>		<p>○助言・あっせんの実施主体を知事に変更することに伴い、公表を行う主体も知事に変更する。</p>

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(1)障害福祉サービス等	障害福祉サービス事業所で同サービスに従事する人材の確保	<p>⑬ 障害福祉サービス等に関する施策の具体的な内容を検討する。</p> <p>○次のような条文を設ける。</p> <p>県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービスに従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>
	(2)情報のバリアフリー化	障がい者の意思疎通手段（要約筆記、点字、音声案内など）や情報の取得・利用のための手段の充実等	<p>⑭ ホームページにおけるウェブアクセシビリティ（年齢や障がいの有無などにかかわらず、インターネット等で提供される情報にアクセスし、利用することができること）の明記を検討する。</p> <p>○次のような条文を設ける。</p> <p>①県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。</p> <p>②県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。</p> <p>③県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>※1 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例の定めるところによる。</p> <p>※2 ウェブアクセシビリティは、総務省のガイドラインに基づいて取組がなされているが、条例でその取組を担保することとした。</p>
(3)防災等	福祉避難所の確保、避難所のユニバーサルデザイン等	⑮ 要支援者名簿の取扱い方や要支援者の掌握についての課題の解決が図られるよう、それらの支援についての明記を検討する。	<p>○要支援者名簿の作成・利活用については、避難誘導の取組に含むと言えるため、独立した規定は設けないこととし、次のたたき台をベースに条文を設ける。</p> <p>①県は、災害対策基本法に規定する避難所において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>②県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び避難所への障がい者の誘導が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p>

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
<p>第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策</p>	<p>(4)選挙における配慮</p>	<p>移動投票所の活用などによる投票支援</p>	<p>⑩ 規定を設けたほうがよいとの意見と条文化の難しさを踏まえて規定しないとの意見があるため、規定の可否を検討する。</p> <p>【規定を設けたほうがよいとの意見】 ①選挙権の行使は重要なことなので、その支援が必要である。 ②投票に困難を抱える方もいると考えられ、様々な状況に対応できるよう、「選挙権の確保」という趣旨で規定を設けるとよい。</p> <p>【規定しないとの意見】 ①投票に関しては、移動に関する課題と、誰に投票するか判断(主に知的障がいなど)をどう支えるかについての課題があり、条文として書く表現については、難しいところもあるのではないか。 ②移動については、選挙以外の権利義務の関係でも確保が図られる必要があり、選挙だけが問題になるわけではないことを考慮する必要がある。</p>
	<p>(5)表彰</p>	<p>共生社会の実現に向けた施策に取り組む事業者に対する表彰制度の創設</p>	<p>⑪ 「事業者だけでなく、障がい当事者なども対象にしたほうがよい」との意見と条文化する必要はないのではないか(共生社会の実現は社会全体で取り組む当然のことであるため)との意見があるため、規定の可否を検討する。</p>
	<p>(6)啓発活動</p>	<p>①県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>②県は、障がいの特性及び障がい者に対する理解(障がい者に対する肯定的認識を含む。)が深められるよう、障がいの特性及び障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>⑫ 県民の役割において、「障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加に協力すること」も規定されていることを踏まえ、啓発活動において、これらに対応した取組を規定することを検討する。</p>

項目	条文	検討事項	検討事項への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(その他)	<p>⑱ 就労の支援と教育について、規定を設けたほうがよいとの意見があるため、規定の要否等を検討する。</p> <p>【規定を設けたほうがよいとの意見】</p> <p>①就労の継続について課題が多い。</p> <p>②参考人から指摘された教育に関する現状と課題への対応が必要である。</p>	<p>(1) 教育については、次のたたき台をベースに条文を設ける。</p> <p>県は、障害者基本法の規定を踏まえつつ、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。</p> <p>※「交流及び共同学習」については、「インクルーシブ教育（共に教育を受けること）」に関する文言にしたほうがよいとの意見が出されたことを踏まえて文言を整理する。</p> <p>(2) 就労の支援については、次のたたき台をベースに条文を設ける。</p> <p>県は、障害者基本法及び障害者雇用促進法の規定を踏まえつつ、障がい者の就業の機会の確保及び就業の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就業に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。</p> <p>※就業機会の確保が現状維持にとどまらないよう、「就業機会の創造」といった趣旨も盛り込むべきであるとの意見を踏まえて文言を整理する。</p>
第5 施策の推進体制	<p>ア 共生社会の実現に向けた施策に関する計画</p> <p>イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制</p>	<p>(1) 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(2) 知事は、(1)の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>※条例の制定前に障害者計画が改定される見込みであるため、経過措置を検討する。</p> <p>障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を組織する。</p> <p>※助言・あっせんの手続で取り扱った紛争で、課題（費用の問題により設備の改善までは実現できなかったなど）が残された場合の調査研究を同協議会の調査審議事項にすることを検討する。</p>	<p>⑳ 障がい者差別の相談事例・合理的配慮の提供事例等の検証に県民や障がい当事者の参画の機会を確保し、併せて検証の成果の周知を図る方策を検討する。</p> <p>(1) 三重県障がい者差別解消支援協議会は、相談事例の共有等障がい者差別の解消に向けた取組の推進のほか、助言・あっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題（費用の問題により設備の改善までは実現できない状況があるなど）について調査研究を行うこととする。</p> <p>(2) 三重県障がい者差別解消支援協議会は、相談や助言・あっせんの実施状況の検証と成果の周知を行うこととする。</p>
第6 雑則等	<p>ア 財政上の措置</p> <p>イ 規則への委任</p>	<p>県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	
附則	ア 施行期日	追って検討する。	<p>㉑ 相談体制・紛争解決を図る体制の整備や計画の策定に要する準備期間等を考慮しながら、条例の施行期日について検討する。</p> <p>○準備期間を考慮しつつ、追って検討する。</p>

項目		条文	検討事項	検討事項への対応
附則	イ 条例の見直し	この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。		